

大 個 審 第 1 4 号
(答 申 第 3 2 3 号)
平成 3 0 年 7 月 2 5 日

大阪府知事 様

大阪府個人情報保護審議会
会 長 柳井 健一

個人情報の取扱いに関する意見について（答申）

平成 3 0 年 7 月 2 0 日付け消保第 1 5 4 3 号で諮問のありました「高石大橋に設置するウェブカメラによる個人情報の収集」に係る大阪府個人情報保護条例第 7 条第 3 項第 7 号に規定する個人情報の本人収集の原則に対する例外事項については、審議の結果、下記事項に留意して、個人情報の保護に万全の措置を講じることを前提に、本件収集に関して例外事項に該当するものとして取り扱って差し支えないものと認めましたので、答申します。

記

- 1 本件「高石大橋ウェブカメラ（以下「カメラ」という。）」の設置に際しては、個人のプライバシーに配慮し、カメラの位置等を工夫することにより、橋の道路上を通行する車両及び歩行者等に係る個人情報をできる限り収集しないように努めること。
- 2 カメラの設置及びこれによる個人情報を収集することについて、ホームページ上での公表等により、通行者等に周知を行うこと。
- 3 カメラにより収集した画像データをデータセンターのサーバーに送信する際に、第三者による不正な収集が行われることのないよう、通信の安全に配慮するとともに、データセンターのサーバーについても十分な保護措置を講じること。
- 4 本件において収集した個人情報の管理に関しては、カメラの管理要綱において、管理責任者、個人情報取扱者、保管場所及び保管期間等について明記し、漏えい・流出等が起こらないよう十分留意するとともに、当該情報を保有する必要がなくなったときは確実かつ速やかに廃棄又は消去すること。
- 5 今後、当審議会の答申において承認した箇所以外にカメラを設置し、個人情報の収集を行う場合は、あらかじめ当審議会に諮問すること。
- 6 本件による個人情報の取扱いについて問題等が発生した場合には当審

議会に報告すること。

(答申に関与した委員の氏名)

柳井健一、赤津加奈美、近藤亜矢子、島村健、長谷川佳彦